

SUBNOTE

# 新 昇試 サブノート

憲法・行政法

別冊 KORON 編集部 [編]



KORON  
ブックス

**SUBNOTE**

**Constitutional Law  
Administrative Law**



KORON  
ブックス

# 本書の使い方



## 4 外国人・法人の人権

### Pick Up

#### ●外国人の人権

sectionごとに要点をpickupした図表が、理解の助けになります。

日本国民にのみ保障される人権  
参政権、生存権 等

外国人にも保障される人権  
表現の自由、平等権 等

#### ●法人の人権

自然人にのみ保障される人権  
生存権、身体を前提とする人身の自由 等

法人にも保障される人権  
財産権、営業の自由 等

## ○ 外国人の人権

憲法には、外国人の基本的人権を保障することを明確にした規定はなく、基本的人権の保障を規定した第3章が、「国民の権利及び義務」と題されていること等から、憲法は、外国人の基本的人権を保障していないという考えもかつてはあった。

しかし、憲法は、基本的人権について、単に国家が恩恵として与えたものではなく、人間が人間であることによって生まれながらに有するものであるという立場に立っていることから、**0303** 外国人について基本的人権が全く保障されないとは解するのは妥当ではない。

判例（最大判昭53.10.4）は、「憲法第3章の諸規定による基本的人権は、**権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである**」としている。

### (1) 参政権は保障されるか

参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上、当該国家の国民にのみ認められる権利である。

したがって、**国政への参政権（選挙権・被選挙権）の保障は外国人には及ばない**（公職選挙法9条、10条、最判平5.2.26）が、市町村のように住民の生活に最も密着した**地方自治体の選挙権は、法律によって、永住資格を有する定住外国人に認めることもできる**とされる（最判平7.2.28）。

また、公務への就任についても、政府の公定解釈では「公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員」は**日本国民に限る**とされているが、最近では、これを絞って解釈し、一定の職種に限って外国人の公務就任権を認める地方自治体が増加している。

参照用のリンク番号を付しています。

リンク番号

0401

リンク番号により、参照箇所にも素早くたどり着くことができます。

(3) 普遍性

人権は、人種・性・身分などの区別に関係なく、人間であることに基いて当然に享有することのできる権利である。この「人権の普遍性」は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という憲法11条に示されている。

0301

0402

重要部分は青太字になっています。

# 憲法 ..... 7

## 第1章 憲法総論 ..... 9

1 日本国憲法の基本原則 ..... 10	6 法の下での平等 ..... 28
2 天皇 ..... 12	7 参政権 ..... 32
3 基本的人権総論 ..... 16	8 公務員の人権 ..... 36
4 外国人・法人の人権 ..... 20	9 受益権 ..... 40
5 幸福追求権 ..... 24	

## 第2章 精神的自由 ..... 45

10 思想・良心の自由 ..... 46	14 表現の自由③（報道の自由と取材の自由） ..... 62
11 信教の自由 ..... 50	15 集会・結社の自由 ..... 66
12 表現の自由①（総論） ..... 54	16 通信の秘密 ..... 70
13 表現の自由②（知る権利、検閲の禁止） ..... 58	

## 第3章 経済的自由、国民の義務 ..... 75

17 居住・移転等の自由 ..... 76	19 国民の義務 ..... 84
18 財産権 ..... 80	

## 第4章 人身の自由 ..... 89

20 適正手続の保障 ..... 90	23 住居侵入、搜索・押収に対する保障 ..... 102
21 逮捕に対する保障 ..... 94	24 被告人の権利 ..... 106
22 抑留・拘禁に対する保障 ..... 98	25 黙秘権・自白の証拠能力 ..... 110

## 第5章 国会 ..... 115

26 国会の地位と活動 ..... 116	28 衆議院の優越 ..... 124
27 議院の組織と権能 ..... 120	29 国会議員の特権 ..... 128

## 第6章 内閣 ..... 133

30 内閣の地位と組織 ..... 134	32 内閣総理大臣・国务大臣の地位と権能 ..... 142
31 内閣の権能 ..... 138	33 衆議院の解散と内閣総辞職 ..... 146

## 第7章 裁判所 ..... 151

34 司法権の意義と裁判所 ..... 152	36 違憲立法審査権 ..... 160
35 司法権の限界 ..... 156	

## 第8章 財政、地方自治、憲法改正 ..... 165

37 財政 ..... 166	39 憲法改正 ..... 174
38 地方自治 ..... 170	

憲法索引 ..... 314	
----------------	--

<b>行政法</b> .....	177
<b>第1章 行政法総論</b> .....	179
40 行政処分 .....	180
41 瑕疵ある行政処分 .....	184
42 即時強制 .....	188
43 行政上の強制執行 .....	192
44 国家賠償法 .....	196
<b>第2章 地方自治法、地方公務員法</b> .....	201
45 地方公共団体及びその事務 .....	202
46 地方公務員の服務 .....	206
47 地方公務員の分限処分・懲戒処分 .....	210
<b>第3章 警察法</b> .....	215
48 警察の責務 .....	216
49 公安委員会 .....	220
50 都道府県警察の経費 .....	224
51 警察署協議会 .....	228
52 苦情の申出 .....	230
53 都道府県警察相互間の関係① (援助の要求) .....	232
54 都道府県警察相互間の関係② (管轄区域の境界周辺における 事案に関する権限) .....	236
55 都道府県警察相互間の関係③ (広域組織犯罪等に関する権限) .....	240
56 都道府県警察相互間の関係④ (管轄区域外における権限) .....	244
57 都道府県警察相互間の関係⑤ (事案の共同処理等に係る指揮) .....	248
58 広域組織犯罪等に 対処するための措置 .....	250
59 緊急事態の特別措置 .....	252
<b>第4章 警察官職務執行法</b> .....	257
60 自動車検問 .....	258
61 職務質問 .....	262
62 所持品検査 .....	266
63 任意同行 .....	270
64 凶器捜検(身体捜検) .....	274
65 保護①(保護の対象) .....	278
66 保護②(保護の実施) .....	282
67 危険時の措置 .....	286
68 犯罪の予防・制止①(警告) .....	290
69 犯罪の予防・制止②(制止) .....	294
70 危険時の立入り .....	298
71 公開の場所への立入要求 .....	302
72 人に危害を与えない態様での 武器の使用 .....	306
73 人に危害を与える態様での 武器の使用 .....	310
行政法索引 .....	318

# 法令略称一覧

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	国賠法	国家賠償法
	国民投票法	日本国憲法の改正手続に関する法律
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	国公法	国家公務員法
さ	災対法	災害対策基本法
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
	た	地公法
地自法		地方自治法
通信傍受法		犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
道交法		道路交通法
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯捜規	犯罪捜査規範
	犯罪被害給付法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰ニ関スル法律
ま	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

# 憲法



憲法は自由の基礎法とも言われています。

# 憲法総論

section 1 ★ 日本国憲法の基本原理

section 2 ★★ 天皇

section 3 ★★ 基本的人権総論

section 4 ★★★ 外国人・法人の人権

section 5 ★★★ 幸福追求権

section 6 ★ 法の下の平等

section 7 ★ 参政権

section 8 ★★★ 公務員の人権

section 9 ★ 受益権

この章では、憲法を学ぶ上で基本となる知識を中心に扱います。

昇任試験との関係では、SA・論文ともに、4、5、8が頻出です。

5については、プライバシー権や肖像権が頻出です。犯罪捜査との関係がよく問われています。



★は重要度を表します。

## Pick Up

### ● 公務員の人権

#### 15条2項

公務員は全体の奉仕者である→勤労者であると同時に奉仕者



労働者としての権利に制限がある

### ● 労働基本権の制限

○肯定 ×否定 △制限

公務員の種類	団結権	団体交渉権	争議権
警察官、消防職員、海上保安庁職員、 刑事施設職員、自衛隊員	×	×	×
非現業の国家公務員及び地方公営企 業職員以外の地方公務員	○	△	×
現業の国家公務員、行政執行法人職員 (印刷、造幣等)、地方公営企業職員	○	○	×

※交渉はできるが、労働協約は締結できない。

## ○ 公務員の人権

公務員も国民であるから、当然に憲法で保障される人権の主体である。

しかし、公務員については、公務に携わるものであるというその地位の特殊性から、法律上一般の国民とは異なる人権の制約がなされている。

## ○ 政治活動の自由の制限

政治活動の自由は、表現の自由（21条）の一環として国民に保障されるものである。

### (1) 国家公務員に対する制限

国公法 102 条は、

- 公務員が政党又は政治目的のために、寄附金その他の利益を求め、又は受領すること等
- 人事院規則で定める政治的行為を行うこと
- 公選による公職の立候補者になること
- 政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問等になること

を禁止しており、その違反については、懲戒処分（同法 82 条）、刑罰による制裁（同法 110 条 1 項 19 号）が定められている。

### (2) 地方公務員に対する制限

地方公務員についても同様に、地公法 36 条において政治活動の自由の制限がなされ（国家公務員に比べ禁止の範囲・程度は小さい。）、違反に対しては、懲戒処分が定められている（同法 29 条 1 項 1 号。ただし、刑事制裁はない。）。

### (3) 公務員の政治活動の自由の制限についての判例

公務員は「全体の奉仕者」（憲法 15 条 2 項）として、行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するために政治的に中立であることを要し、そのための[合](#)

0801

0802

0803

0804

的で必要やむを得ない限度での政治活動の自由の制約は許されるものとしている（最大判昭 49.11.6）。

## ○ 労働基本権の制限

0805

### (1) 労働基本権

憲法 28 条が定める労働基本権とは、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の三権をいう。

#### ① 団結権

団結権とは、個々の労働者が、労働組合を結成することなどにより団結する権利をいう。

#### ② 団体交渉権

団体交渉権とは、労働者が、労働組合を通じて、使用者に対し賃金その他労働条件などについて交渉する権利である。

#### ③ 団体行動権

団体行動権とは、これらの労働組合の活動に必要な行動をとる権利をいう。例えば、ストライキ等の争議活動を行うことは、この団体行動権の一環として保障される（争議権）。

0806

### (2) 公務員の労働基本権の制限

労働基本権は、労働の対価として賃金を得ている者（＝勤労者）に保障されるため、本来、公務員にも保障されるものであるが、現行法上、公務員の労働基本権は広く制限されている。

#### ①警察官、消防隊員、自衛隊員等について

**労働三権の全てが否定されている**（地公法 37 条、52 条 5 項、国公法 98 条 2 項、108 条の 2 第 5 項、自衛隊法 64 条）。

#### ②非現業の公務員について

団体交渉権と争議権が否定されている（地公法 37 条、52 条 3 項、55 条 2 項、国公法 108 条の 2 第 3 項、108 条の 5 第 2 項、98 条 2 項）。

### ③現業の公務員について

争議権が否定されている（地公法 37 条、国公法 98 条 2 項）。

#### (3) 公務員の労働基本権の制約についての判例

- 公務員は全体の奉仕者であり、公務員の争議行為はその地位の特殊性及び職務の公共性に反し、国民全体の利益に重大な影響を与えるおそれがある
- 公務員の勤務条件は、国会の制定する法律によってなされるのであるから、公務員が争議行動を行うことは議会の立法権を害するおそれがある
- 公務員には、市場原理による抑制が働かず、争議行為の歯止めとなるものがない
- 人事院をはじめ、人権の制限の代償制度が整備されている

として、**憲法に反しない**と判断した（最大判昭 48.4.25）。

0807

# 精神的自由



★★  
思想・良心の自由



★  
信教の自由



★★★  
表現の自由①（総論）



★★★  
表現の自由②  
（知る権利、検閲の禁止）



★★★  
表現の自由③  
（報道の自由と取材の自由）



★★  
集会・結社の自由



★★★  
通信の秘密

精神的自由は、自由権の中でも重要と言われており、昇任試験での出題も多くなっています。

特に、表現の自由では様々な問題が出題されます。

12では、表現の自由の総論を扱います。

13では、知る権利と検閲の禁止について扱います。

14では、報道・取材の自由と公務員の守秘義務の関係について扱います。報道・取材の自由と公務員の守秘義務の関係については、SA・論文ともに頻出となっています。

★は重要度を表します。

# 経済的自由、国民の義務



## ★ 居住・移転等の自由



## ★ 財産権



## ★ 国民の義務

経済的自由と国民の義務は密接に関連するものではないですが、章立ての都合上この章で取り扱います。この章では、基本的な用語の意味を理解できていればよいでしょう。



★は重要度を表します。

# 人身の自由



★★★  
適正手続の保障



★★★  
逮捕に対する保障



★★★  
抑留・拘禁に対する保障



★★★  
住居侵入、搜索・押収に  
対する保障



★★★  
被告人の権利



★★★  
黙否権・自白の証拠能力

この章で扱う人身の自由は、警察実務と直接に関わる面が多く、昇任試験の出題率ナンバーワンとなっていますので、非常に重要です。

22では逮捕における令状主義、23では搜索・差押えにおける令状主義、24では被告人の権利、25では自白排除法則と補強法則が頻出です。

その他の section も、SA・論文どちらにも重要なものが目白押しです。

しっかり対策していきましょう。

★は重要度を表します。

# 国会

section 26 ★★ 国会の地位と活動

section 27 ★★ 議院の組織と権能

section 28 ★★ 衆議院の優越

section 29 ★★ 国会議員の特権

この章では、立法府である国会について扱います。

27では、国会の種類と会期について扱います。

29では、衆議院にどのような場面でのどの程度の優越が認められているのか、場合を分けて説明できるようにしましょう。特に、両院協議会の開催の必要性は問われやすいところです。

国会議員の特権についても出題が見られます。国会議員はどのような特権を持ち、その保障がどこまで及ぶのか整理しましょう。

★は重要度を表します。

# 内閣

section  
30

★★  
内閣の地位と組織

section  
31

★★  
内閣の権能

section  
32

★★  
内閣総理大臣・  
国務大臣の地位と権能

section  
33

★★  
衆議院の解散  
と内閣総辞職

この章では、行政府である内閣について扱います。

内閣の地位と権限と、内閣総理大臣・国務大臣の地位と権限については、混同しやすいところなので、整理して覚えましょう。

衆議院の解散について、どのような手続がとられて解散及び内閣総辞職に至るのか、説明できるようにしましょう。



★は重要度を表します。

# 裁判所

section  
34

★★

司法権の意義と裁判所

section  
35

★

司法権の限界

section  
36

★

違憲立法審査権

この章では、司法府である裁判所について扱います。昇任試験に関して言えば、出題は多くはありません。裁判官の身分保障、最高裁判所の権限、違憲審査権が及ぶ範囲等について確認しておきましょう。



★は重要度を表します。

# 財政、地方自治、憲法改正



★

財政



★

地方自治



★★

憲法改正

3テーマをこの章で扱いません。

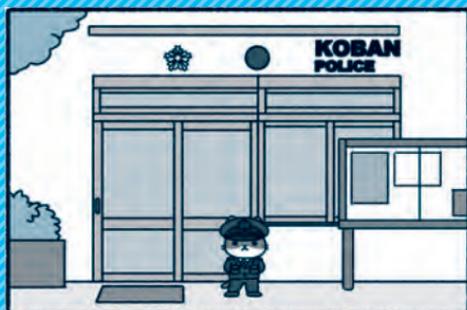
憲法改正は、SA・論文とにも出題実績が多数あるので要注意です。

憲法改正を行うにはいかなる手続が必要か、順を追って説明できるようにしましょう。



★は重要度を表します。

# 行政法



行政法では、犯罪捜査や被疑者逮捕等以外の警察活動を広く学びます。

# 行政法総論



## ★ 行政処分



## ★ 瑕疵ある行政処分



## ★ 即時強制



## ★ 行政上の強制執行



## ★★ 国家賠償法

この章で取り扱う内容は、昇任試験での出題が多くはないところですが、42と44は出題が散見されるテーマですので、確認しておいてください。

42では、警察官が職務上とり得る手段の性質が即時強制に当たるものか否かをまとめています。

44では、国家賠償責任がどのような場合に発生するのか、要件ごとに整理しておきましょう。

# 地方自治法、地方公務員法

★  
section  
45  
地方公共団体及び  
その事務

section  
46  
★★★★  
地方公務員の服務

section  
47  
★★★★  
地方公務員の分限処分・  
懲戒処分

この章で扱う内容のうち、特に簡記論文では、服務や分限・懲戒等、地方公務員法の出題頻度が高いです。

46、47のPickUpの図表を利用するなどして、書くことをまとめましょう。

46では、地方公務員が負う服務上の義務について扱います。

47では、地方公務員の分限処分・懲戒処分について扱います。

★は重要度を表します。

# 警察法

section  
48

★★  
警察の責務

section  
49

★★  
公安委員会

section  
50

★★  
都道府県警察の経費

section  
51

★★  
警察署協議会

section  
52

★★  
苦情の申出

section  
53

★★★  
都道府県警察相互間の  
関係①（援助の要求）

section  
54

★★★  
都道府県警察相互間の関係②  
（管轄区域の境界周辺におけ  
る事案に関する権限）

section  
55

★★  
都道府県警察相互間の関係③（広  
域組織犯罪等に関する権限）

section  
56

★★  
都道府県警察相互間の関係④  
（管轄区域外における権限）

section  
57

★★  
都道府県警察相互間の関係⑤  
（事案の共同処理等に係  
る指揮）

section  
58

★★  
広域組織犯罪等  
に対応するための措置

section  
59

★★  
緊急事態の特別措置

この章では警察法について扱います。

勉強が単純暗記になりがちな警察法に、苦手意識を感じている方も多いかと思います。

説明を読むだけでは分かりづらい分野は、PickUpの図表等に自分が間違いやすい知識を書き込んだり、マーカーを引いたりしてみましょう。記憶が定着していくはずですよ。

★は重要度を表します。

# 警察官職務執行法

section 60 ★★★  
自動車検問

section 61 ★★★  
職務質問

section 62 ★★★  
所持品検査

section 63 ★★★  
任意同行

section 64 ★★★  
凶器捜検（身体捜検）

section 65 ★★★  
保護①（保護の対象）

section 66 ★★★  
保護②（保護の実施）

section 67 ★★★  
危険時の措置

section 68 ★★★  
犯罪の予防・制止①（警告）

section 69 ★★★  
犯罪の予防・制止②（制止）

section 70 ★★★  
危険時の立入り

section 71 ★★★  
公開の場所への立入要求

section 72 ★★★  
人に危害を与えない態様  
での武器の使用

section 73 ★★★  
人に危害を与える態様で  
の武器の使用

この章で扱う警職法は、どの section も非常に重要で、SA・論文を問わず繰り返し出題される分野です。警察官が、どのような場合に、どのような手段を、どのような態様でとることができるのか、しっかり整理しておきましょう。



★は重要度を表します。

## 凶器捜検（身体捜検）

### Pick Up

#### ● 凶器捜検

対象
刑事訴訟に関する法律により <b>逮捕（拘束）</b> されている者の身体 ⇒ <b>刑訴法の逮捕</b> だけでなく <b>勾引状の執行等</b> も含む



行えること
<b>凶器を所持しているかどうかを調べる</b> ことができる ⇒凶器には、性質上の凶器と用法上の凶器が含まれる ⇒ <b>即時強制</b> である

#### ● 凶器捜検（警職法）と凶器の捜索（刑訴法）の違い

	警職法による凶器捜検	刑訴法による凶器の捜索
根拠	警職法 2 IV	刑訴法 220 I ②、Ⅲ
性質	即時強制	強制捜査
目的	【行政目的】 警察官への危険防止と 被逮捕者の自傷防止	【司法目的】 被疑事件の証拠物の収集保全
場所	制限なし	逮捕の現場
程度	原則として着衣の上から	徹底した捜索ができる (身体検査も可)
凶器発見時の措置	必要な範囲内で、強制的に 取り上げて一時保管可	証拠物として差押え可

## ○ 凶器捜検の意義

警職法2条4項は、「警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。」と規定しており、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者の身体について、凶器発見のための捜検を行う権限を定めている。身体捜検とも呼ぶ。

この権限は、

### ○警察官の危険防止

### ○被逮捕者の自傷行為の防止

のための**即時強制**として認められたものであり、相手方の承諾の有無にかかわらず、強制的に行うことができる。

## ○ 逮捕

刑訴法による「逮捕」には、通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕の3種があるが、警職法2条4項にいう「逮捕」とは、その趣旨から考えて、**刑事訴訟に関する法律に基づく身柄の拘束全て**を意味する。

したがって、通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕された者のほか、勾引状・勾留状・鑑定留置状・収容状の執行を受けた者、さらに、保釈・勾留執行停止の取消し又は失効、勾留執行停止期間の満了等による収容のため身柄を拘束された者も、本項の凶器捜検の対象となる。

また、「逮捕されている者」が対象であることから、私人が現行犯逮捕して警察官が引渡しを受けた場合も、これに含まれる。

なお、捜検を行う場所は、逮捕の現場に限られない。

## ○ 凶器

「凶器」とは、社会通念上、人を殺傷するに足りる性能を有する器具をいう。

「凶器」には、

- ①その物の本来の性能が人を殺傷するに足りるもの又はその用途が人を殺傷するに足りるもの（**性質上の凶器**）
- ②その物の本来の性能・用途は人を殺傷するものではないが、その用法によっては人を殺傷することができるもの（**用法上の凶器**）

があるが、ここではその両者を含む。

なお、①の例としては、小銃・拳銃その他の銃砲、やり・刀・なぎなた等の刀剣類、包丁、かみそり、火炎びん、爆薬、火薬、催涙弾、目潰し等、②の例としては、鉄棒、こん棒、バット、木刀、爆竹、ペンチ等が挙げられる。

6404

## ○ 実力行使の限界

警職法2条4項は、強制手段として取り調べる権限を定めたものであって、相手方の承諾は必要ではなく、実力をもって凶器の有無を点検することができる。

ただし、この規定は、証拠保全のための身体検査を定めたものではなく、「警察官の危険防止」及び「相手方の自傷防止」のため、令状なくして凶器を点検することを定めたものであるから、その強制力も、この**目的達成のために必要な限度**で用いるべきものである。

したがって、相手方を裸にして調べることまでは許されず、通常は衣服の上から調べれば足り、必要な場合上衣を脱がせ、あるいは懐中、ポケット、腹巻、靴等の中を調べるのが限度であるとされている。

また、証拠保全のための搜索・差押えや身体検査の必要がある場合には、令状を得て、又は逮捕の現場における搜索・差押えとして行わなければならない。

## ○ 凶器を発見した場合の措置

凶器の有無を調べてこれを発見した場合、本人が承諾すればこれを保管することはもちろん可能であるが、強制的に取り上げて保管することについては、警職法上の規定はない。

しかし、警察官の危険防止・相手方の自傷防止という目的のために必要な範囲内で、強制的にこれを**取り上げ、保管する**ことは許されると解されている。

刑罰法上も、逮捕するという身柄拘束の当然の効果として、強制的に取り上げ、保管することができること解されており、また、凶器が証拠物件であれば、差し押さえ、又は領置することができる。

## ○ 刑事訴訟に関する法律以外の法律に基づく身柄拘束の場合

警職法2条4項は、刑事訴訟に関する法律により身柄を拘束された者についての規定ではあるが、身柄を拘束できるのは、これらによる場合だけではない。

警職法3条1項1号による保護（**6501**～）、警職法5条による制止、少年法による同行（11条～13条）、児童福祉法33条による一時保護等は、いずれも刑事訴訟に関する法律以外の法律に基づいて強制的に身体を拘束するものである。

このように、身体拘束の規定がある場合には、その法規の定める目的を達成する限度で、凶器類を強制的に調べて取り上げ、これを保管することができること解されている。

# 索引

## 憲法

### あ

違憲立法審査権	161
一事不再議の原則	118
委任命令	140
上乘せ条例	173
営業の自由	77
押収	103
おことば	14
恩赦	140

### か

海外渡航の自由	77
会議公開の原則	118
会期不継続の原則	118
外国人の人権	21
下級裁判所	154
閣議	137
議院自律権	121
議院内閣制	135
基本的人権の限界	19
基本的人権の尊重	11
教育を受けさせる義務	85
行政権	135
共犯者の自白	113
居住・移転の自由	77

緊急逮捕の合憲性	96
勤労の義務	85
勤労の権利	85
具体的な争訟	153
経済的自由権	18
形式的平等	29
刑事補償請求権	43
刑罰法規の不遡及	92
決算審査	168
結社の自由	69
検閲の禁止	60
憲法改正の手続	175
憲法 31 条と行政手続	93
憲法尊重擁護義務	87
公共の福祉	11
拘禁	99
公金支出の禁止	169
皇室典範	13
幸福追求権	25
公平な裁判所の迅速な公開裁判を 受ける権利	107
公務員の守秘義務	65
公務員の人権	37
公務員の宣誓義務	48
国事行為	13
国政調査権	122
国選弁護人	109
告知と聴聞	92
国民主権	11

## 行政法

### あ

営造物の設置・管理責任	199
営利企業等の従事制限	209
援助の要求	233

### か

解職請求権	204
確認	183
瑕疵ある行政処分	185
下命	182
管轄区域外における権限	245
管轄区域の境界周辺における 事案に関する権限	237
監察の指示	222
議会	203
議会解散請求権	204
危険時の措置	287
危険時の立入り	299
求償権	199
凶悪犯罪	312
凶器	275
凶器捜検	275
行政上の強制執行	193
行政処分	181
行政処分の撤回	187
行政処分の取消し	186
行政訴訟	181
許可	182

緊急事態の布告	253
苦情申出制度	231
警告	288, 291
警察署協議会	229
警察の責務	217
広域組織犯罪等に関する権限	241
広域組織犯罪等に対処するための 措置	251
公開の場所への立入要求	303
公証	183
公定力	181, 185
国家公安委員会	223
国家賠償制度	197

### さ

事案の共同処理等に係る指揮	249
自治事務	204
執行機関	203
執行力	182
実質的な逮捕	273
自動車検問	259
事務の監査請求権	204
重大かつ明白な瑕疵	185
住民監査請求	204
受理	183
証人的立場にある者	264
条例の制定改廃請求権	204
職務質問	263
職務に専念する義務	208
所持品検査	267

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

## 新 昇試サブノート憲法・行政法 イラスト制作者：ぼんだにあ

---

令和4年7月10日 第1刷発行

編者	別冊 KORON 編集部
発行者	橘 茂雄
発行所	立花書房 東京都千代田区神田小川町 3-28-2
電話	03-3291-1561（代表）
F A X	03-3233-2871
	<a href="https://tachibanashobo.co.jp">https://tachibanashobo.co.jp</a>